

平成十九年厚生労働省令第二百四十号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令
並びにこれらの法令を実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 前期高齢者交付金（第一条—第十六条）
- 第二章 前期高齢者納付金等（第十七条—第二十二条）
- 第三章 市町村の特別会計への繰入れ等（第二十三条）
- 第四章 財政安定化基金
 - 第一節 財政安定化基金による交付事業（第二十四条—第二十八条）
 - 第二節 財政安定化基金による貸付事業（第二十九条—第三十三条）
- 第五章 特別高額医療費共同事業（第三十四条・第三十五条）
- 第六章 後期高齢者支援金等（第三十六条—第四十三条）
- 第七章 出産育児支援金等（第四十三条の二—第四十三条の五）
- 第八章 雜則（第四十四条—第四十七条）

附則

（法第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者）
（法第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者は、七十五歳以上の加入者（法第七条第四項に規定する加入者をいう。第八条の二を除き、以下同じ。）とする。

（前期高齢者交付調整金額）
（法第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）が同年度の確定前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）が同年度の確定前期高齢者交付金の額（法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）を超える保険者（法第七条第二項に規定する保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに行う国民健康保険にあつては、都道府県。第四条及び第十二条を除き、以下同じ。）をいう。第四十条の二から第四十条の三まで、第四十四条第二項及び附則第二条から第五条までを除き、以下同じ。）（以下「前期高齢者交付控除対象保険者」という。）に係る前期高齢者交付調整金額（法第三十三条第二項に規定する前期高齢者交付調整金額をいう。以下同じ。）は、その超える額（以下「前期高齢者交付超過額」という。）に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

2 当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない保険者（以下「前期高齢者交付加算対象保険者」という。）に係る前期高齢者交付調整金額は、その満たない額（以下「前期高齢者交付不足額」という。）に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

（前期高齢者交付算定率の算定方法）
（前期高齢者交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

第三条 前期高齢者交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。
一 全ての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額及び全ての前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額に係る社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、当該年度の前々年度における支払基金の保険者に対し前期高齢者交付金（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

二 全ての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額と全ての前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額との差額

（一人平均調整対象給付費見込額の平均額の算定方法）

第三条の二 法第三十四条第二項に規定する当該年度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額の平均額は、各年度における社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、当該年度の前々年度における支払基金の保険者に対し前期高齢者交付金（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

2 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月一日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月一日の属する年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立了した保険者に係る当該年度における一人平均調整対象給付費見込額の平均額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月二日から当該年度の初日の属する年の三年前の四月一日の属する年度の四月一日までに新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者に係る一人平均調整対象給付費見込額の平均額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者に係る当該年度における一人平均調整対象給付費見込額の平均額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者（以下「新設保険者等」という。）

三 当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者（以下「新設保険者等」という。）

その間における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

(前期高齢者である加入者の見込数の算定方法)

第三条の三 法第三十四条第二項に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づきあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二 当該年度における新設保険者等以外の全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第四条 法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲げる保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県内の市町村。第十二条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給付とする。

一 健康保険の保険者 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十二条及び第一百三十七条に掲げる保険給付

二 船員保険の保険者 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条に規定する療養補償に相当するものを除く。）並びに傷病手当金及び葬祭料の支給並びに家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに出生育児一時金及び葬祭費の支給並びに葬祭の給付

四 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百三十八号）第五十条第一項第一号から第九号までに掲げる短期給付（国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二十二条の二第一項に規定する在外組合員及び同令第三十三条に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものを除く。）

五 地方公務員等共済組合 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第五十三条第一項第一号から第九号までに掲げる短期給付

六 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項第一号から第九号までに掲げる短期給付

（前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第五条 法第三十四条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費見込額（以下「前期高齢者給付費見込額」という。）は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 法第三十五条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費額（その額が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。）

二 次項に規定する新設保険者等以外の全ての保険者に係る前期高齢者給付費見込額の総額をそれらの保険者に係る前号に掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2 新設保険者等に係る前期高齢者給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（調整対象外給付費見込額の算定方法）

第六条 法第三十四条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「調整対象外給付費見込額」という。）は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

一 法第三十四条第九項に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額（以下「一人平均前期高齢者給付費見込額」という。）に当該年度に係る同条第二項第一号に規定する政令で定める率を乗じて得た額

2 当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数

（標準報酬総額の見込額の算定方法）

第七条 法第三十四条第二項第一号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額を第三条の三に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額とする。

2 当該年度において新たに設立された保険者に係る調整対象外給付費見込額の算定に当たっては、一人平均前期高齢者給付費見込額は、第十一条の規定にかかわらず、同条の厚生労働大臣が定める額を基礎として、当該保険者の設立時期その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額によるものとする。

（一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第八条 当該年度における法第三十四条第四項第一号に規定する標準報酬総額の見込額は、第一号に掲げる額に第一号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 当該年度の前年度における法第三十四条第四項第一号に規定する標準報酬総額（法第三十四条第八項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。）の標準報酬総額をいう。以

二 当該年度の前年度及び当該年度において見込まれる当該被用者保険等保険者の被保険者等（全国健康保険協会及び健康保険組合の被保険者、共済組合の組合員、日本私立学校振興・共済事業団の加入者並びに国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。第十条の二において同じ。）の組合員をいう。以下この号において同じ。）に係る賃金水準の伸び及び被保険者等の伸び等を勘案して当該被用者保険等保険者において見込まれるこれらの年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の伸び率

2 当該年度の前々年度の四月一日以降新たに被用者保険等保険者となつた者及び同日以降当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた算定方法に基づき算定するものとする。

3 支払基金は、前項の規定に基づき、当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額を算定したときは、速やかに当該見込額を厚生労働大臣に報告するものとする。

(標準報酬総額の補正)

第八条の二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百一十五号。以下「算定政令」という。）第一条の二第一項第二号に規定する標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この条において同じ。）がある場合における同号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の前々年度の合計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 算定政令第一条の二第一項第二号イに規定する前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月は、当該年度の前々年度の六月とする。

3 算定政令第一条の二第一項第三号に規定する私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができる者を除く。以下この条において「加入者」という。）がある場合における同号に規定する加入者の私立学校教職員共済組合の組合員（標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員）の標準報酬の月額は、当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の当該年度の前々年度の合計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

4 算定政令第一条の二第一項第四号に規定する組合員の健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額は、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の当該年度の前々年度の合計額の総額は、健保法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、第

十一条の二の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。

5 算定政令第一条の二第二項に規定する健康保険法に規定する標準報酬月額の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済組合の組合員の標準報酬の月額の等級又は標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する同法の規定による標準報酬月額の等級若しくは私立学校教職員共済組合の組合員の標準報酬の月額の等級又は標準報酬の等級の最高等級又は最低等級の額が改定された年度の同条第一項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額は、同項

第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から同条第二項に規定する改定月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額（以下この項において「改定前の期間に係る額」という。）と改定月から同年度の三月までの期間に係る額（以下この項において「改定後の期間に係る額」という。）に区分し、それぞれの額につき同条第一項第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額とみなして同項の規定を適用し補正して得た額を合算して得た額とする。この場合において、同項の規定の適用については、「同項第二号イ中「最高等級又は最低等級に属する組合員」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月以前における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、改定以後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前ににおける標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級の総額）」とし、改定以後の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月より後の月であるときは、当該改定月以後における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、同項第三号イ中「最高等級又は最低等級に属する加入者」とあるのは、改定後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する加入者」とし、改定以後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する加入者」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定後の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前ににおける標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、改定以後の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月より後の月であるときは、当該改定月以後における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とする。

（加入者見込数等の算定方法）

第八条の三 法第三十四条第四項第一号、第三十八条第三項及び第一百二十条第一項第二号に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数（以下「加入者見込数」という。）は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

1 当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

2 法第三十八条第三項及び第一百二十条第一項各号に規定する当該年度における全ての保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

3 新設保険者等以外の全ての保険者に係る加入者見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

（法第三十四条第四項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第八条の四 法第三十四条第四項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額を全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(概算額補正率の算定方法)

第八条の五 法第三十四条第五項に規定する概算額補正率は、各被用者保険等保険者に係る法第三十四条第五項第三号に掲げる額から同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(概算給付費補正率の算定方法)

第八条の六 法第三十四条第六項に規定する概算給付費補正率は、各被用者保険等保険者に係る同項第二号に掲げる額を同項第一号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(概算加入者調整率の算定方法)

第九条 法第三十四条第七項に規定する概算加入者調整率は、次項に規定する粗概算加入者調整率に第三項に規定する概算補正係数を乗じて得た率とする。

- 2 粗概算加入者調整率は、次条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値を同条第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率見込値で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。
- 3 概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各保険者に係る調整対象給付費見込額（当該各保険者に係る前期高齢者給付費見込額から当該各保険者に係る調整対象外給付費見込額を控除して得た額をいう。次号イにおいて同じ。）

ロ 各保険者に係る法第三十四条第五項第四号に規定する前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額

二 全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各保険者に係る調整対象給付費見込額に当該各保険者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ 各保険者平均前期高齢者加入率見込値等の算定方法

第十一条 全保険者平均前期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額

2 保険者別前期高齢者加入率見込値は、当該年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を、加入者見込数で除して得た率（その率が下限割合（法第三十四条第七項に規定する下限割合をいう。以下同じ。）に満たないときは、下限割合とする。）とする。

（厚生労働大臣が定める国民健康保険組合に係る俸給等に相当するものの額）

第十一条の二 法第三十四条第八項第四号に規定する組合員ごとの同項第一号から第三号までに定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額は、賃金、給料、俸給その他勤務の対償として受けるものであつて、当該国民健康保険組合の組合員が負担する保険料その他これに相当するものの算定の基礎となるもののうち当該国民健康保険組合ごとに厚生労働大臣が定めるものの額とする。

（一人平均前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第十二条 一人平均前期高齢者給付費見込額は、全ての保険者に係る前期高齢者給付費見込額の総額を当該年度における全保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の算定方法）

第十二条の二 法第三十五条第一項第一号イ（3）に規定する前期高齢者に係る感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の額に同年度における当該保険者に係る第十二条に規定する前期高齢者給付費額を同年度における当該保険者に係る第四条に掲げる医療に関する給付の額で除して得た率を乗じて得た額とする。

（一人平均調整対象給付費額の算定方法）

第十二条の三 法第三十五条第二項に規定する一人平均調整対象給付費額は、当該年度の前々年度における第十二条に規定する前期高齢者給付費額から同年度における第十三条に規定する調整対象外給付費額を控除して得た額を、同年度における第十二条の五に規定する当該保険者に係る前期高齢者に係る加入者の数で除して得た額とする。

（一人平均調整対象給付費額の平均額の算定方法）

第十二条の四 法第三十五条第二項に規定する当該年度の前々年度、当該年度の前々年度の初日の属する年の前年の四月一日の属する年度及び当該年度の前々年度の初日の属する年の前々年の四月一日の属する年度の各年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額の平均額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号及び第三号に掲げる保険者以外の保険者 各年度における一人平均調整対象給付費額の合計額を三で除して得た額

二 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度に新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者 当該年度の前々年度及び当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額の合計額を二で除して得た額

三 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度又は当該年度の前々年度に新たに設立された保険者及び合併又は分割により成立した保険者 当該年度の前々年度における当該保険者に係る一人平均調整対象給付費額

（前期高齢者である加入者の数の算定方法）

第十二条の五 法第三十五条第二項に規定する前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数とす

(前期高齢者給付費額の算定方法)

第十二条 法第三十五条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費額（以下「前期高齢者給付費額」という。以下同じ。）は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付の額のうち、前期高齢者である加入者に係る給付の額の合計額（第三号に掲げる保険者のうち、国民健康保険法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている保険者については、当該合計額に一部負担金の割合が減ぜられていないものとして厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額）とする。

一 健康保険の保険者 健康保険法第五十二条第一号、第六号及び第九号並びに第百二十七条第一号、第六号、第九号及び第十号に掲げる保険給付
二 船員保険の保険者 船員保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（船員法第八十九条に規定する療養補償に相当するものを除く。）並びに家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

三 市町村及び国民健康保険組合 国民健康保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

四 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法第五十条第一項第一号から第二号の二までに掲げる短期給付（国家公務員共済組合法施行令第二十二条の二第一項に規定する在外組合員及び同令第三十三条に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものと除く。）

五 地方公務員等共済組合 地方公務員等共済組合法第五十三条第一項第一号から第二号の二までに掲げる短期給付

六 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済法第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる短期給付（調整対象外給付費額の算定方法）

第十三条 法第三十五条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「一人平均前期高齢者給付費額」という。）は、当該保険者に係る前期高齢者給付費額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

一 法第三十五条第八項に規定する一人平均前期高齢者給付費額（以下「一人平均前期高齢者給付費額」という。）に当該年度の前々年度に係る法第三十四条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額

二 当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数

第十四条 法第三十五条第二項第二号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額は、当該保険者に係る調整対象外給付費額の算定に当たつては、一人平均前額に係る当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数で除して得た額とする。

第十四条の二 法第三十五条第四項第一号、第三十九条第三項及び第一百二十二条第一項第一号並びに算定政令第一条の十第二項に規定する前々年度における当該保険者に係る加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数とする。

第十四条の三 法第三十五条第四項第一号、第三十九条第三項及び第一百二十二条第一項第一号並びに算定政令第一条の十第二項に規定する前々年度における当該保険者に係る加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数とする。

2 法第三十九条第三項及び第一百二十二条第一項各号に規定する前々年度における全ての保険者に係る加入者の総数は、当該年度の前々年度における全ての保険者に係る加入者の数の総数とする。

（法第三十五条第四項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第十四条の四 法第三十五条第四項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額を全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（確定額補正率の算定方法）

第十四条の五 法第三十五条第六項に規定する確定給付費等補正率は、各被用者保険等保険者に係る法第三十五条第六項第二号に掲げる額を同項第一号に掲げる額から同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（確定加入者調整率の算定方法）
第九条 第九条及び第十条の規定は、法第三十五条第七項に規定する確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第九条第一項 粗概算加入者調整率 粗概算加入者調整率
粗概算加入者調整率 粗確定加入者調整率
全保険者平均前期高齢者加入率見込値 全保険者平均前期高齢者加入率
保険者別前期高齢者加入率見込値 保険者別前期高齲者加入率

第九条第二項	粗概算加入者調整率	粗確定加入者調整率
	粗概算加入者調整率	粗確定加入者調整率
	全保険者平均前期高齲者加入率見込値	全保険者平均前期高齲者加入率
	保険者別前期高齲者加入率見込値	保険者別前期高齲者加入率

イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて得た額
イ 当該年度の前々年度における第四条に掲げ

二 口 新設保険者等以外の全ての保険者に係る医療に関する給付の額の動向その他の事情を勘案して年度ごとにならかじめ厚生労働大臣が定める率により掲げる額に口に掲げる率を乗じて得た額

イ　口
当該年度の前々年度における健康保険法第百七十六条に規定する確定日雇拠出金の額
新設保険者等以外の全ての保険者による健康保険法第百七十三条第一項に規定する目

度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

新設保険者等に係る法定給付費用見込額は、前項の規定にかかるわらず、新設保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。当該新設保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。当該新設保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

(被保険者一人当たり標準報酬額の見込額) 及び同項第三号に掲げる額は、これらの規定にかかわらず、当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

第十八条の二 算定政令第一条の三第一号に規定する当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額をもととして算出する。但し、同三度の日付より前の月度の見込額は、同三度の月度の見込額をもととして算出する。

等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月一日から同年度の三月三十日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額とする。

被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

(概算前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整見込額の算定方法)

十九条 加入者一人当たり調整前負担額は、当該年度における法第三十八条第三項各号に掲げる額の合計額を加入者見込総額で除して得た額を基礎として、年度ごとにおかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月一日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

(被保険者一人当たり標準報酬総額)
十九条の二 算定政令第一条の八第一号に規定する前々年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額

報酬額を同年度における当該被用者・保険者等の被保險者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者・保険者等の被保險者については、同年度における当該被用者・保険者等の標準報酬額に相当する額を同年度における当該被用者・保険者等の被保險者の数で除して得た額とする。

の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者につき、同年度における当該被用者保険等保険者の票選報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の皮保険者の方に相当する額で余りて導く所とする。

(確定前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整額の算定方法)

第二十一条 加入者一人当たり調整前負担調整額は、当該年度の前々年度における法第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の前々年度の四月一日以後に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日まで

（前月高令一ヶ月係事務費九百金の負担を去る）
での間の日数に応じて算定した額とする。

第二十一条 法第四十条に規定する前期高齢者関係事務費拠出金（以下「前期高齢者関係事務費拠出金」という。）の額は、当該年度における法第二百三十九条第一項第一号に規定する支払基金の業務運営費の算定方法

該年四月一日以後に新たに設立された保険者については、當該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。ただし、當該年

以下同じ）の一部の納付の猶予を受けよ」とする保険者は、支払期日を定めた場合に、金に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

二 納付の猶予を受けようとする前期高齢者納付金等の一部の額
一 納付の猶予を受けようとする期間

前項の納付猶予申請書には、やむを得ない事情により当該保険者が前期高齢者納付金等を納付することが著しく困難であることを明らかにすることのできる書類を添付しなければならない。

(市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法) 第三章 市町村の特別会計への繰入れ等

算定政令第十条第一項に規定する毎年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十九号。以下「施行令」という。）第十八条第四項第四号に規定する場合に該当することが、同年度の十一月一日までの間に明らかになつた被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下「被保険者」という。）

項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額とする。

算定政令第十条第二項に規定する毎年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において法第五十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にあることが、同年度の十月二十日までの間に明らかになつた施行令第十八条第五項第一号に規定する被扶養者であつた被保険者に係る同年度分の保険料について、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が同号の基準に従い同条第一項及び第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る同年度分の法第九十九条第二項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とする。

第四章 財政安定化基金

第一節 財政安定化基金による交付事業

（算定政令第十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十四条 算定政令第十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、市町村予定保険料収納額（同条第五項に規定する市町村予定保険料収納額をいう。以下同じ。）から次の各号に掲げる額に当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の基金事業対象比率（同条第七項に規定する基金事業対象比率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を控除して得た額とする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間（法第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の初年度において当該市町村が収納した当該年度分の保険料の額

ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から基金事業交付金（算定政令第十三条第一項に規定する基金事業交付金をいう。以下同じ。）を算定する月の前月の末日（以下「交付金基準日」という。）までの間に収納した当該年度分の保険料の額に、（1）に掲げる額を（2）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

（1） 交付金基準日の属する年度（以下「交付金算定基準年度」という。）の前年度及び前々年度において当該市町村が各年度に収納した各年度分の保険料の額の合計額

（2） 次に掲げる額の合計額

（i） 交付金算定基準年度の前年度の四月一日から交付金算定基準年度の前年度における当該交付金基準日に応当する日（以下「交付金基準日応当日」という。）までの間に当該市町村が収納した交付金算定基準年度の前年度分の保険料の額

（ii） 交付金算定基準年度の前々年度の四月一日から交付金算定基準年度の前々年度における交付金基準日応当日までの間に当該市町村が収納した交付金算定基準年度の前々年度分の保険料の額

二 当該特定期間における交付金基準日までに、当該市町村の一般会計から当該市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れることが明らかになつた法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額

（算定政令第十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十五条 算定政令第十三条第二項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該特定期間における当該市町村につき算定した市町村予定保険料収納額から市町村保険料収納下限額（同条第四項に規定する市町村保険料収納下限額をいう。以下同じ。）を控除して得た額とする。
（算定政令第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十六条 算定政令第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間の初年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額（法第百十六条第二項第四号に規定する基金事業対象費用額をいう。以下同じ。）

ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から交付金基準日までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額の合計額

得た額

（1） 交付金算定基準年度の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額の合計額

（2） 次に掲げる額の合計額

（i） 交付金算定基準年度の前年度の四月一日から交付金算定基準年度の前年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

（ii） 交付金算定基準年度の前々年度の四月一日から交付金算定基準年度の前々年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

二 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間の初年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額（法第百十六条第二項第三号に規定する基金事業対象収入額をいう。以下同じ。）

ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から交付金基準日までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額に、（1）に掲げる額を（2）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

（1） 交付金算定基準年度の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額の合計額

（2） 次に掲げる額の合計額

（i） 交付金算定基準年度の前年度の四月一日から交付金算定基準年度の前年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額

（ii） 交付金算定基準年度の前々年度の四月一日から交付金算定基準年度の前々年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額

(算定政令第十三条第四項の厚生労働省令で定める率)

第二十六条の二 算定政令第十三条第四項の厚生労働省令で定める率は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める率とする。ただし、被保険者に係る保険料収納率が、当該各号に掲げる率に満たないことが、災害その他特別の事情によるものであるときは、この限りでない。

一 被保険者の数が一千人未満である市町村 百分の九十四

二 被保険者の数が一万人以上である市町村 百分の九十二

三 被保険者の数が一万人以上である市町村 百分の九十三

2 前項の保険料収納率は、当該特定期間の終了年度の十一月三十日までの保険料の納期に納すべきものとして賦課されている額のうち、当該特定期間の終了年度の十一月三十日現在において収納された額の占める率とする。

第二十七条 算定政令第十三条第六項に規定する市町村保険料収納必要額は、当該後期高齢者医療広域連合における同条第八項に規定する保険料収納必要額に、第一号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間において当該市町村が各年度に徴収する当該各年度の賦課期日（法第百六条に規定する賦課期日をいう。）における被保険者に係る各年度分の保険料の賦課額の合計額

ロ 当該市町村につき算定した当該特定期間における法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額

二 当該後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村につき算定した前号イ及びロに掲げる額の合計額の合計額

(算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十八条 算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第二項の規定による拠出金、法第一百二十四条の二第一項に規定する出産育児支援金（以下「出産育児支援金」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第一百六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）の償還に要する費用の額の合計額

二 当該特定期間の各年度における施行令第十八条第三項第一号ロに掲げる額の合計額のうち前号の額に係るものとの額の合計額の合計額

(初年度基金事業対象収入額及び初年度基金事業対象費用額の算定方法)

第二十九条 算定政令第十四条第一項に規定する初年度基金事業対象収入額（以下「初年度基金事業対象収入額」という。）は、当該特定期間の初年度の四月一日から基金事業貸付金（同項に規定する基金事業貸付金をいう。以下同じ。）を算定する月の前月の末日（以下「貸付金基準日」という。）までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

一 貸付金基準日の属する年度（以下「貸付金算定基準年度」という。）の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額

二 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 貸付金算定基準年度の前年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前年度における当該貸付金基準日に応当する日（以下「貸付金基準日応当日」という。）までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額

ロ 貸付金算定基準年度の前々年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前年度における当該貸付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

2 算定政令第十四条第一項に規定する初年度基金事業対象費用額（以下「初年度基金事業対象費用額」という。）は、当該特定期間の初年度の四月一日から貸付金基準日までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

一 貸付金算定基準年度の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

二 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 貸付金算定基準年度の前年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前年度における貸付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

ロ 貸付金算定基準年度の前々年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前々年度における貸付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

(特定期間の初年度における基金事業貸付金の額の算定方法)

第三十条 算定政令第十四条第二項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法

額を控除して得た額とする。

第三十一条 第二十六条の規定は、算定政令第十四条第二項第一号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額について準用する。この場合において、第二十六条中「交付金基準日まで」とあるのは、「貸付金基準日まで」と、「交付金算定基準年度」とあるのは、「貸付金算定基準年度」とあるのは、「貸付金基準日応当日」と読み替えるものとする。

(算定政令第十四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額の算定方法)

第三十二条 算定政令第十四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する各保険料収納下限額未満市町村（算定政令第十三条第二項に規定する保険料収納下限額未満市町村をいう。以下同じ。）につき算定した市町村保険料収納下限額から、次の各号に掲げる額に当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象比率を乗じて得た額を控除して得た額の合計額とする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間の初年度において当該保険料収納下限額未満市町村が収納した当該年度分の保険料の額

ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から貸付金基準日までの間に当該保険料収納下限額未満市町村が収納した当該年度分の保険料の額

率を乗じて得た額

(1) 貸付金算定基準年度の前年度及び前々年度において当該保険料収納下限額未満市町村が各年度に収納した各年度分の保険料の額の合計額

(2) 次に掲げる額の合計額

(i) 貸付金算定基準年度の前年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前年度分の保険料の額

(ii) 貸付金算定基準年度の前々年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前々年度分の保険料の額

二 当該特定期間における貸付金基準日までに、当該保険料収納下限額未満市町村の一般会計から当該保険料収納下限額未満市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れることが明らかになつた法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額

(基金事業対象収入額の算定方法)

第三十三条 算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第一百六十六条第二項第一号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第一百条の規定による交付金の額の合計額、法第一百二条及び第一百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額をいう。（以下同じ。）、財政安定化基金拠出金、法第一百七十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものとし、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第一百七十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものとし、次に掲げる額の合計額

二 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第一百七十七条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものとし、次に掲げる額の合計額

三 算定政令第二十一条の厚生労働省令で定める期間には、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までとする。

第三十四条 算定政令第二十一条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、前項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される被保険者を除く。）に係る同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養（施行令第十四条第一項第二号）を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）（法第七十条第四項の規定により支払基金若しくは国保連合会（法第十七条に規定する国保連合会をいう。次項において同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書（入院外の診療報酬明細書に係る診療報酬請求書であつて、歯科診療以外の診療に係るものに限る。）若しくは法第七十条第五項の規定により指定法人（同項に規定する指定法人をいう。以下同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百万円を超えるものの二百四十円を超える部分の額の合計額とする。

（特別高額医療費共同事業交付金の額の算定方法）

第三十五条 算定政令第二十四条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、各後期高齢者医療広域連合に對して特別高額医療費共同事業交付金（算定政令第二十一条に規定する特別高額医療費共同事業交付金をいう。）を交付し、後期高齢者医療広域連合から拠出金（法第一百七十七条第二

万円を超える部分の額の合計額とする。

（特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額の算定方法）

2 前項の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の数は、四月から三月までの各月末における被保険者の数の合計数とする。

第六章 後期高齡者支援金等

(後期高齡者調整金額)

同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二条第一項	概算前期高齢者交付金の額（法第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額 確定前期高齢者交付金の額（法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額 前期高齢者交付控除対象保険者 前期高齢者交付超過額	概算後期高齢者支援金の額（法第一百二十一条第一項に規定する概算後期高齢者支援金の額 確定後期高齢者支援金の額（法第一百二十二条第一項に規定する確定後期高齢者支援金の額 後期高齢者支援控除対象保険者 後期高齢者支援超過額
第一条第二項	前期高齢者交付算定率 概算前期高齢者交付金 確定前期高齢者交付金 前期高齢者交付加算対象保険者 前期高齢者交付不足額 前期高齢者交付算定率	後期高齢者支援算定率 概算後期高齢者支援金 確定後期高齢者支援金 後期高齢者支援加算対象保険者 後期高齢者支援不足額 後期高齢者支援算定率
第三条（見出しを含む。）	前期高齢者交付算定率 前期高齢者交付加算対象保険者 前期高齢者交付不足額 前期高齢者交付控除対象保険者 前期高齢者交付超過額	後期高齢者支援算定率 後期高齢者支援加算対象保険者 後期高齢者支援不足額 後期高齢者支援控除対象保険者 後期高齢者支援超過額
前記高齢者交付金（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務	後期高齢者支援金等（法第一百八十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。）を収する業務	

(概算後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の見込額の総額の算定方法)

第三十七条 法第一百二十条第一項各号に規定する保険納付対象額の見込額の総額は、第一号に掲げる額に一から当該年度に係る後期高齢者負担率（法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。）及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、第二号に掲げる額に一から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額とする。

イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて得た額
当該年度の前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の負担対象額（算定政令第四条第一項に規定する負担対象額をいう。以下同じ。）の総額

二 年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率
イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて得た額

年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

概算後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担見込額の算定方法

生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月一日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。
(既算受用命令等を受ける算三二)ふる意見別付既算自三月三日止)

第三十八条の二 総報酬割合算負担率は、前条に規定する加入者一人当たり負担見込額に次条に規定する当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数の見込数を乗じて得た額を法第
(概算後其高齢者支援金の算定に係る総報酬割合算負担率の算定方法)

百二十条第一項第一号口に規定する全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

第三十九条の三 法第一百二十条第一項第一号に規定する当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数の見込数は、全ての被用者保険等保険者に係る同年度における加入者見込数の総

（確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の総額の算定方法）

第三十九条 法第百二十二条第一項各号に規定する保険納付対象総額の総額は、当該年度の前々年度における後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に一から同年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度における後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に一から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計

額に同年度における後期高齢者医療広域連合の負担対象拠出金額（算定政令第四条第一項に規定する負担対象拠出金額をいう。第四十条の四において同じ。）の総額に一から同年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度における後期高齢者医療広域連合の特定流行初期医療確保拠出金の額（算定政令第四条第一項に規定する特定流行初期医療確保拠出金の額をいう。第四十条の四において同じ。）の総額に一から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額を加えて得た額とする。

第三十九条の二 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前々年度における前条の規定により算定した保険納付対象総額の総額を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額とする。

（確定後期高齢者支援金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法）

第三十九条の三 総報酬割確定負担率は、前条に規定する加入者一人当たり負担額に次条に規定する前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数を乗じて得た額を法第百二十二条第一項第一号に規定する全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（被用者保険等保険者に係る加入者数の算定方法）

第四十条 法第百二十二条第一項第一号に規定する前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数は、当該年度の前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の数の総数とする。

（加入者数の基準）

第四十一条の二 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者（健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合）第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合をいう。以下この条から第四十条の三まで、第四十四条第二項及び附則第一条から第五条までにおいて同じ。）の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
健康保険組合（健康保険法第十一項第一項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「单一型健康保険組合」という。）又は共済組合	百分の七十
健康保険組合（健康保険法第十一項第二項の規定により設立されたものに限る。以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「総合型健康保険組合」という。）日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の六十三・二

二 当該年度の前年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。	実施率
保険者の種類	実施率
单一型健康保険組合	百分の十一・四
共済組合	百分の十三・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の五

前項第一号の特定健康診査の実施率（以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて単に「特定健康診査の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「特定健康診査」という。）の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3 第一項第二号の特定保健指導の実施率（次条及び附則第二条から第五条までにおいて単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条、次条及び附則第二条から第五条までにおいて「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 災害その他の特別の事情が生じたことにより、当該年度の前年度に当該保険者において、特定健康診査を実施できなかつたこと。
ロ 当該年度の前年度に特定健康診査を実施した保険者において、当該保険者の責めに帰することができない事由があつたこと。
- 二 第一項第二号に該当する保険者次のイからハまでのいずれかに該当すること。
イ 災害その他の特別の事情が生じたことにより、当該年度の前年度に当該保険者において、特定保健指導を実施できなかつたこと。
ロ 特定健康診査等の当該年度の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であつて当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	全ての国民健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値	
単一型健康保険組合	全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値	
総合型健康保険組合又は日本私立学校振興・共済事業団	全ての総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る特定健康診査の実施率の平均値	
共済組合	全ての共済組合に係る特定健康診査の実施率の平均値	
ハ 当該年度の前年度に特定保健指導を実施した保険者において、当該保険者の責めに帰することができない事由があつたこと。		
算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する各保険者に係る加入者の健康の保持増進のために必要な事業の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、事業の取組状況及び改善状況等を勘案し、厚生労働大臣が定めるものとする。		
保険者は第四項各号に掲げる基準又は前項の基準のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、速やかに、厚生労働大臣に対し、その旨を申し出るものとする。		
厚生労働大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出が第四項各号に掲げる基準又は第五項の基準に該当すると認めるときは、その旨を前項の規定による申出をした保険者に通知するものとする。		
（算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）		
第四十条の二の二 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率（ただし、当該率が百分の百十を超えるときは、百分の百十）とする。		
一 当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率		
保険者の種類	実施率	率
单一型健康保険組合又は共済組合	百分の五十未満	百分の十
百分の五十以上百分の五十七・五未満	百分の四	
百分の五十七・五以上百分の六十未満	百分の二	
百分の六十以上百分の六十五未満	百分の一	
百分の六十五以上百分の七十未満	百分の〇・五	
百分の四十五以上百分の五十未満	百分の十	
百分の四十五以上百分の五十五未満	百分の四	
百分の五十以上百分の五十五未満	百分の二	
百分の五十五以上百分の六十未満	百分の一	
百分の六十以上百分の六十三・二未満	百分の〇・五	
百分の一未満	百分の四	率
百分の一以上百分の二・七五未満	百分の四	
百分の二・七五以上百分の五・五未満	百分の三	
百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の二	
百分の七・五以上百分の十一未満	百分の一	
百分の十一以上百分の十一・四未満	百分の〇・五	
百分の一未満	百分の三	
百分の二・七五以上百分の五・五未満	百分の四	
百分の一以上百分の二・七五未満	百分の四	
百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の三	
百分の七・五以上百分の十一・七未満	百分の二	
百分の十一・七以上百分の十三・五未満	百分の一	
百分の一未満	百分の三	
百分の一以上百分の一・五未満	百分の〇・五	
百分の一・五以上百分の二・五未満	百分の四	
百分の三	百分の十	
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の〇・五	
組合	百分の四	

二 当該年度の前年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

(減算対象保険者の基準)	百分の二・五以上	百分の三・五未満	百分の一
百分の三・五以上	百分の五未満	百分の一	

第四十条の三 算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特定健康診査等及び各保険者に係る加入者の健康の保持増進のために必要な事業の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、事業の取組状況及び改善状況等を勘案し、厚生労働大臣が定めるものとする。

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の総額の算定方法)

第四十条の四 算定政令第二十五条の三第二項に規定する保険納付対象総額の総額は、当該年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に一から同年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度の後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に一から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率との合計額に同年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象拠出金額の総額に一から同年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率と、同年度の後期高齢者医療広域連合の特定流行初期医療確保拠出金の額の総額に一から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額を加えて得た額とする。

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法)

第四十条の五 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前条の規定により算定した保険納付対象総額の総額を同年度の加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月一日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者の総数等の算定方法)

第四十条の六 算定政令第二十五条の三第二項に規定する当該各年度における全での保険者に係る加入者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該各年度における全での保険者に係る加入者の総数とする。

第四十条の七 算定政令第二十五条の三第二項に規定する当該各年度における当該保険者に係る加入者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該各年度における全での保険者に係る加入者の数とする。

(後期高齢者関係事務費拠出金の算定方法)

第四十一条 第二十一条の規定は、法第二十二条に規定する後期高齢者関係事務費拠出金（以下「後期高齢者関係事務費拠出金」という。）の額の算定について準用する。この場合において、第二十一条中「法第二百三十九条第一項第一号」とあるのは、「法第二百三十九条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(後期高齢者医療広域連合が行う支払基金に対する通知)

第四十二条 法第二百二十三条第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が支払基金に対して行う通知は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。

- 一 各月の保険納付対象額（法第二百二十三条第一項に規定する保険納付対象額をいう。次号において同じ。）及びその内訳 当該月の翌々月の十五日
- 二 各年度の保険納付対象額及びその内訳 当該年度の翌年度の六月一日

(後期高齢者支援金等に係る納付の猶予の申請)

第四十三条 第二十二条の規定は、法第二百二十四条において準用する法第四十六条第一項の規定により後期高齢者支援金等（法第二百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。第四十六条第一項において同じ。）の一部の納付の猶予を受けようとする保険者について準用する。

第七章 出産育児支援金等

(出産育児一時金等の支給に要する費用の額の総額の算定方法)

第四十三条の二 法第二百二十四条の三第一項に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の額の総額を基礎として厚生労働省令で定める額は、医療保険各法（法第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。）の規定による出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費（第四十三条の四において「出産育児一時金等」という。）の支給に要する費用の総額とする。

(出産育児関係事務費拠出金の額の算定方法)

第四十三条の三 第二十一条の規定は、法第二百二十四条の六に規定する出産育児関係事務費拠出金（以下「出産育児関係事務費拠出金」という。）の額の算定について準用する。この場合において、第二十一条中「法第二百三十九条第一項第一号」とあるのは、「法第二百三十九条第一項第三号」と読み替えるものとする。

(出産育児支援金等に係る支払基金に対する通知)

第四十三条の四 法第二百二十四条の七第一項の規定により保険者が支払基金に対して行う通知は、各年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の金額及び出産育児一時金等の支給に要した費用の額について、当該年度の翌年度の九月一日までに行うものとする。

2 法第二百二十四条の七第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が支払基金に対して行う通知は、各年度における当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数について、当該年度の翌年度の六月一日までに行うものとする。

(出産育児支援金等に係る納付の猶予の申請)

第四十三条の五 第二十二条の規定は、法第二百二十四条の八において準用する法第四十六条第一項の規定により出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金の一部の納付の猶予を受けようと/orする保険者及び後期高齢者医療広域連合について準用する。

(保険者が行う支払基金に対する報告)

第四十四条 保険者は、支払基金が集約し保険者に対して提供した情報を勘案し、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月末日における加入者の数及び前期高齢者である加入者の数を、同年度の翌年度の六月一日までに報告しなければならない。

2 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項を、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と支払基金が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により、同年度の翌年度の十一月一日までに報告しなければならない。

3 保険者は、支払基金が集約し保険者に対して提供した情報を勘案し、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月における法第三十八条第一項第一号ロ（2）及び第二号ロ（2）に規定する保険者の給付に要する費用等の額（第五項において「法定給付費額」という。）を、同年度の翌年度の九月一日までに報告しなければならない。

4 保険者は、支払基金が集約し保険者に対して提供した情報を勘案し、支払基金に対し、各月ごとの当該保険者に係る前期高齢者給付費額及びその内訳を、当該月の翌々月の十五日までに報告しなければならない。

5 合併、分割又は解散が当該年度の四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した保険者、当該分割により成立した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する保険者並びに当該解散をした保険者の権利義務を承継した保険者又は清算法人は、前各項に定めるものほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した保険者の同年度の各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者の数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

（新設等の届出）

第四十五条 新たに設立された保険者又は合併若しくは分割により成立した保険者は、新たに設立された日又は合併若しくは分割があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を支払基金に届け出なければならない。

- 一 保険者の名称及び保険者番号
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 代表者の氏名

2 保険者は、合併若しくは分割があつたとき、若しくは解散した保険者の権利義務を承継したとき、又は前項各号に掲げる事項のいづれかについて変更があつたときは、合併若しくは分割があつた日若しくは解散した保険者の権利義務を承継した日又は同項各号に掲げる事項のいづれかについて変更があつた日から十四日以内に、その旨を支払基金に届け出なければならない。（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告等）

第四十五条の二 被用者保険等保険者は、支払基金に対し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに報告しなければならない。

- 一 各年度の標準報酬総額の見込額 当該年度の前年度の二月末日
- 二 各年度の各月末日における被保険者の数 当該年度の六月一日
- 三 各年度の標準報酬総額 当該年度の翌年度の八月末日

2 第四十四条第五項の規定は、合併、分割又は解散が行われた場合における被用者保険等保険者の支払基金に対する標準報酬総額の報告について準用する。この場合において、同項中「保険者」とあるのは、「被用者保険等保険者」と、「各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額」とあるのは「標準報酬総額」と読み替えるものとする。（端数計算）

第四十六条 前期高齢者交付金、前期高齢者納付金等又は後期高齢者支援金等の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

第二条第一項に規定する前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付調整金額**第二条第二項に規定する前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付調整金額****第十七条において準用する第二条第一項に規定する前期高齢者納付控除対象保険者に係る前期高齢者納付調整金額****第十八条において準用する第二条第二項に規定する前期高齢者納付加算対象保険者に係る前期高齢者納付調整金額**

第一項に規定する前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付調整金額

一 円 未 満	の 端 数 を 切 り 捨 て 得 た 額
------------------	---

第十八条の二 ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額
第十九条の二に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額
第十九条の二 ただし書に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額
第十九条の二 ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額
第三十六条において準用する第二条第一項に規定する後期高齢者支援控除対象保険者に係る後期高齢者調整金額
第三十六条において準用する第二条第二項に規定する後期高齢者支援加算対象保険者に係る後期高齢者調整金額
法第三十四条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額
法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額
法第三十四条第三項に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額
法第三十四条第四項第一号に規定する標準報酬総額の見込額
法第三十四条第五項第一号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算加入者調整率を乗じて得た額
法第三十五条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額
法第三十五条第一項第一号イ(3)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額
法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額
法第三十五条第三項に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定額補正率を乗じて得た額
法第三十五条第四項第一号に規定する標準報酬総額
法第三十五条第五項第一号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定額補正率を乗じて得た額
法第三十八条第一項第一号イ(2)に掲げる額
法第三十八条第一項第一号ロ本文に掲げる額
法第三十八条第一項第一号イ(2)に掲げる額
法第三十八条第一項第二号イ(2)に掲げる額
法第三十八条第一項第二号ロ本文に掲げる額
法第三十九条第一項第一号イ(2)に掲げる額
法第三十九条第一項第二号イ(2)に掲げる額
法第三十九条第一項第二号ロ本文に掲げる額
法第三十九条第三項本文に規定する負担調整額
算定政令第二十五条の三第一項第二号イ及びロに規定する調整前確定後期高齢者支援金の額
第五条第一項に規定する前期高齢者給付費見込額
第六条第一項に規定する調整対象外給付費見込額
第七条に規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額
第十三条第一項に規定する調整対象外給付費額
第十四条に規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額
第十八条第一項各号本文に掲げる額
第三十七条に規定する保険納付対象額の見込額の総額
第三十七条第一号本文に掲げる額
第三十七条第二号本文に掲げる額
第三十九条に規定する保険納付対象総額の総額

する
四 の
一 円 未 滿
端 数 を
捨 入

	一 未 満 の 端 数 を 四 捨 五 入 す	小 數 点 以 下 第 五 位 未 満 を 四 捨 五 入 す	少 數 点 以 下 第 八 位 未 満 を 四 捨 五 入 す	る
第四十条の四に規定する調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の総額				
第三条の三第一項に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数				
第八条の三第一項各号列記以外の部分に規定する加入者見込数				
第九条第一項に規定する概算加入者調整率				
第九条第二項に規定する粗概算加入者調整率				
第十五条において準用する第九条第一項に規定する確定加入者調整率				
第十五条において準用する第九条第二項に規定する粗確定加入者調整率				
第八条の二第一項に規定する算定政令第一条の二第一項第二号イに掲げる額を同号口に掲げる額で除して得た率				
第八条の二第三項に規定する算定政令第一条の二第一項第三号イに掲げる額を同号口に掲げる額で除して得た率				
第十条第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率見込値				
第十五条において準用する第十条第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率				
(公示)				
第四十七条 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。				
一 第三条に規定する前期高齢者交付算定率				
一の二 第三条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率				
二 第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率				
三 第八条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率				
三の二 第八条の四に規定する厚生労働大臣が定める額				
三の三 第八条の五に規定する厚生労働大臣が定める率				
三の四 第八条の六に規定する厚生労働大臣が定める率				
四 第九条第三項に規定する概算補正係数				
五 第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額				
六 第十二条に規定する厚生労働大臣が定める率				
六の二 第十四条の三に規定する厚生労働大臣が定める額				
六の三 第十四条の四に規定する厚生労働大臣が定める率				
六の四 第十四条の五に規定する厚生労働大臣が定める率				
七 第十五条において準用する第九条第三項に規定する確定補正係数				
八 第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額				
九 第十七条において準用する第三条に規定する前期高齢者納付算定率				
十 第十八条第一項第一号口に規定する厚生労働大臣が定める率				
十一 第十八条第一項第二号口に規定する厚生労働大臣が定める率				
十二 算定政令第一条の四第一号に規定する厚生労働大臣が定める額				
十三 第十九条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額				
十三の二 算定政令第一条の九第一号に規定する厚生労働大臣が定める額				
十三の三 第二十条に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額				

- 十三の四 算定政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める額
 十三の五 算定政令第一条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率
 十三の六 算定政令第一条の十第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
 十四 第二十二条に規定する厚生労働大臣が定める額
 十五 第三十六条において準用する第三条に規定する後期高齢者支援算定率
 十六 第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率
 十七 第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率
 十八 第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額
 十九 第三十九条の二に規定する加入者一人当たり負担見込額
 二十 第四十一条において準用する第二十二条に規定する厚生労働大臣が定める額
 二十一 第四十三条の三において準用する第二十二条に規定する厚生労働大臣が定める額
 二 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を年度ごとにあらかじめ公示するものとする。
 一 第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値
 二 第十五条において準用する第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準)

第二条 令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 令和二年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の五十七・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の五十

二 令和二年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の六十五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の六十

（令和四年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）
第三条 令和四年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 令和三年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の五
二 令和三年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。	実施率
保険者の種類	百分の十
单一型健康保険組合	百分の十一・七
共済組合	百分の五

（令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合）

第四条 令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかるわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率とする。

一 令和二年度における特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実施率に該当する保険者について、同表の下欄に掲げる率

第六条 法附則第二条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

第六条 法附則第二条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十九条第二項に規定する医療法人
 二 医療法第七条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除く。）
 三 医療法第八条の規定により診療所の開設の届出をした者

（法附則第二条の厚生労働省令で定める病床の種別）

第七条 法附則第一条の厚生労働省令で定める病床の種別は、次に掲げる病床とする。

一 医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床

二 医療の効率的な提供の推進のために病床の転換（法附則第二条に規定する病床の転換をいう。）が必要と認められる病床

（法附則第二条の厚生労働省令で定める施設）

第八条 法附則第一条の厚生労働省令で定める施設は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十九項に規定する介護医療院その他の厚生労働大臣が定めるものとする。
 （病床転換支援金に係る加入者見込数等の算定方法）

第九条 第八条の三第一項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

2 第八条の三第二項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

3 新設保険者等に係る法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込総数の算定については、前項の規定にかかわらず、第八条の三第三項の規定を準用する。

（病床転換支援金の算定に係る加入者一人当たり負担見込額の算定方法）

第十条 加入者一人当たり負担見込額は、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の二十七分の十二に相当する額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（病床転換助成関係事務費拠出金の額の算定方法）

第十二条 第二十二条の規定は、法附則第九条に規定する病床転換助成関係事務費拠出金の額の算定について準用する。この場合において、第二十一条中「第一百三十九条第一項第一号」とあるのは、

〔附則第十一条第一項〕と読み替えるものとする。

（公示）
第十三条 第二十二条の規定は、法附則第十条において準用する法第四十六条第一項の規定により病床転換支援金等（法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。）の一部の納付の猶予を受けようとする保険者について準用する。

第十四条 病床転換支援金等の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 （病床転換支援金等に係る納付の猶予の申請）

（病床転換支援金等に係る納付の猶予の申請）

（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（前期高齢者給付費見込額等に係る算定の特例）

第八条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下この項及び次条において「高齢者医療確保法」という。）第七条第一項に規定する保険者（この省令の施行の日前に平成十八年健保法等改正法第十三条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二に規定する被用者保険等保険者であった者を除く。次項及び次条において「対象保険者」という。）であつて、平成二十年度における高齢者医療確保法第三十八条第二項に規定する負担調整前概算前期高齢者納付金相当額（次項において「負担調整前概算前期高齢者納付金相当額」という。）が零を上回るものに係る同年度における高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額及び同条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費見込額（次項において「前期高齢者給付費見込額等」という。）の算定に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（次項及び次条において「算定省令」という。）附則第二条第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「合計額」とあるのは「合計額に三分の一を乗じて得た額」と、同条第五項中「費用の額」とあるのは「費用の額に三分の一を乗じて得た額」とする。

2 対象保険者であつて、平成二十一年度における負担調整前概算前期高齢者納付金相当額が零を上回るものに係る同年度における前期高齢者給付費見込額等の算定に係る算定省令附則第三条第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「合計額」とあるのは「合計額に三分の一を乗じて得た額」と、同条第五項中「費用の額」とあるのは「費用の額に三分の一を乗じて得た額」とする。

（前期高齢者給付費額等に係る算定の特例）

第九条 対象保険者であつて、平成二十年度における高齢者医療確保法第三十九条第二項に規定する負担調整前確定前期高齢者納付金相当額（次項において「負担調整前確定前期高齢者納付金相当額」という。）が零を上回るものに係る同年度における高齢者医療確保法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額及び同条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費額（次項において「前期高齢者給付費額等」という。）の算定に係る算定省令第十二条及び第三十九条の規定の適用については、これらの規定中「合計額」とあるのは、「合計額に三分の一を乗じて得た額」とする。

2 対象保険者であつて、平成二十一年度における負担調整前確定前期高齢者納付金相当額が零を上回るものに係る同年度における調整対象給付費額等の算定に係る算定省令第十二条及び第三十九条の規定の適用については、これらの規定中「合計額」とあるのは、「合計額に三分の一を乗じて得た額」とする。

3 前二項の規定は、平成二十一年度及び平成二十三年度における高齢者医療確保法第三十四条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費見込額の算定については、適用しない。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年八月二八日厚生労働省令第一三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年五月一九日厚生労働省令第一六八号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二年五月一九日厚生労働省令第一六八号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第一項、第六条第二号及び第七条第三項並びに附則第一条の規定は、平成二十一年度分の調整交付金から適用する。

附 則 (平成二年六月三〇日厚生労働省令第八五号)

(施行期日) この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(平成二十四年度における改正後省令の規定の適用)

第二条 平成二十四年度において、被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の二に規定する被用者保険等保険者をいう。）について、この省令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「改正後省令」という。）附則第五条の二の規定により読み替えられた改正後省令第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法附則第十三条の二に規定する概算前期高齢者交付金 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号。以下「平成二十二年国保法等改正法」）附則第十一条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者交付金 等改正法」という。）附則第十一条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者交付金

法附則第十三条の三に規定する確定前期高齢者交付金 平成二十二年国保法等改正法附則第十二条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金

法第三十八条第一項に規定する概算前期高齢者納付金 平成二十二年国保法等改正法附則第十三条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者納付金

法第三十九条第一項に規定する確定前期高齢者納付金 平成二十二年国保法等改正法附則第十四条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金

法附則第十四条の三第一項に規定する概算後期高齢者支援金 平成二十二年国保法等改正法附則第十五条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金

法附則第十四条の四第一項に規定する確定後期高齢者支援金 平成二十二年国保法等改正法附則第十六条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金

(経過措置)

第三条 厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞なく、平成二十一年度における改正後省令附則第二十四条第一号及び第二号の率を公示するものとする。

附 則 (平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三〇日厚生労働省令第七五号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞なく、平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十七条第一項第十三号の二に掲げる額を公示するものとする。

2 厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞なく、平成二十五年度における第四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第二十四条各号に掲げる率を公示するものとする。

附 則 (平成二七年五月二九日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年一月五日厚生労働省令第一号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月一五日厚生労働省令第五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、次条の規定については、公布の日から施行する。
(準備行為)

第二条 第一条の規定による改正後の介護保険算定省令附則第五条第一項第二号イ及び第六条第二項、第二条の規定による改正後のなお効介護保険算定省令附則第四条第一項第二号イ及び第五条第一項並びに第三条の規定による改正後の高齢者算定省令附則第五条の二第一項、第五条の二の三第一項、第五条の二の七第二号イ、第五条の二の十第一項、第五条の二の十一第二項及び第五条の二の十三第一項第二号イの規定による申請及び承認並びにこれらに関する必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

第五条 改正前高齢者医療確保法(年金機能強化法附則第五十二条の二に規定する改正前高齢者医療確保法をいう。以下同じ。)の規定により平成二十八年度の各被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者納付金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定する場合における前期高齢者給付費額は、同年度の四月から九月までの当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者給付費額に二乗じて得た額に相当する額とし、改正後高齢者医療確保法(年金機能強化法附則第五十二条の二に規定する改正後高齢者医療確保法をいう。以下同じ。)の規定により同年度の各被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者納付金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定する場合における前期高齢者給付費額は、同年度の十月から三月までの当該被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者給付費額に二乗じて得た額に相当する額とする。

(平成二十八年度の前期高齢者である加入者の数に係る算定の特例)

第六条 改正前高齢者医療確保法の規定により平成二十八年度の各被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者納付金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定する場合における前期高齢者である加入者の数は、同年度の四月から九月までの当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者の数とし、改正後高齢者医療確保法の規定により同年度の各被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者納付金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定する場合における前期高齢者である加入者の数とする。

(平成二十八年度の加入者の数に係る算定の特例)

第七条 改正前高齢者医療確保法の規定により平成二十八年度の各被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者納付金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定する場合における加入者の数は、同年度の四月から九月までの当該被用者保険等保険者に係る加入者の数とし、改正後高齢者医療確保法の規定により同年度の各被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定する場合における加入者の数とする。

(平成二十八年度の前期高齢者関係事務費拠出金の額に係る算定の特例)

第八条 改正前高齢者医療確保法の規定により平成二十八年度の各被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定する場合における加入者の数は、同年度の十月から三月までの当該被用者保険等保険者に係る加入者の数とする。

(平成二十八年度の前期高齢者関係事務費拠出金の額に係る算定の特例)

第九条 平成二十八年度の前期高齢者関係事務費拠出金の額は、第三条の規定による改正後の高齢者算定省令第二十二条の規定にかかるわらず、同条の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第三条の規定による改正前の高齢者算定省令第二十二条の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(平成二十八年度の後期高齢者関係事務費拠出金の額に係る算定の特例)

第十条 平成二十八年度の後期高齢者関係事務費拠出金の額は、第三条の規定による改正後の高齢者算定省令附則第十九条において読み替えて準用する第二十二条の規定にかかるわらず、同条の規定により算定される額の十二分の六に相当する額と同年度において第三条の規定による改正前の高齢者算定省令第四十一条において読み替えて準用する第二十二条の規定により算定されることとなる額の十二分の六に相当する額との合計額とする。

(端数処理)

第十一條 平成二十八年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額を算定する場合において、その額に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

年金機能強化法附則第五十二条の二に規定する改正後高齢者医療確保法附則第十三条の六第一項の規定により算定される概算前期高齢者交付金の額の十二分の六に相当する額	切を數端の満末円一
--	-----------

年金機能強化法附則第五十一条の一に規定する平成二十八年度において改正高齢者医療確保法附則第十三条の六の規定により算定されることとなる概算前期高齢者交付金の額の十二分の六に

年金機能強化法附則第五十一条の三に規定する平成二十八年度において改正前高齢者医療確保法附則第十三条の七の規定により算定されることとなる確定前期高齢者交付金の額の十二分の一

三合後乞金乞去寸引爲工一工四日二見三十去第三十八卷第一頁以下文三段受高令旨長庚垂艮去寸引第一三卷以下第一頁見乞乞二二二章三五七既嘗行用高令旨內才之貢一二分六二四自

する額

より算定されることとなる既算前期高齢者納付金の額の十二分の六に相当する額

年金機能強化法附則第五十一条の五に規定する法第三十九条第一項及び改正後高齢者医療確保法附則第十三条の九第一項の規定により算定される確定前其高齢者納付金の額の十二分の六は相当

年金機能強化法附則第五十一条の五に規定する平成二十八年度において法第三十九条第一項及び改正前高齢者医療確保法附則第十三条の九第一項の規定を適用するとしたならばこれらの規定に

年金機能強化法附則第五十一条の六に規定する平成二十八年度において改正前高齢者医療確保法附則第十四条の九第一項の規定により算定されることとなる概算後期高齢者者

手金幾能強化去付則第五十一条の七に規定する改正後高齢者医療費支拂う去付則第十四条の十一第一項の規定により算定される確定前後期高齢者支拂金の額の十二分の六に相当する。

年金機能強化法附則第五十一条の七に規定する平成十八年度において改正前高齢者医療確保法附則第十四条の十一第一項の規定により算定されることとなる確定後期高齢者

年金機能強化法附則第五十二条の二に規定する改正後介護保険法附則第十一項の規定により算定される概算納付金の額の十二分の六に相当する額

金粉膏引治附貝第五十一条の二は規定する平成二十一年六月において改正後ノ説保険附貝第十五条の規定の適用がなしえるものとして改正後ノ説保険附貝第百五十二条の規定による。

年金機能強化法附則第五十二条の三に規定する改正後介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定される確定納付金の額の十二分の六に相当する額

某食者こく用ひて酒の御用を以て居る。一月の間、御用の御用を以て居る。

年金機能強化法附則第五十四条に規定する改正後平成十八年介護保険法附則第九条第一項の規定により算定される概算納付金の額の十二分の六に相当する額

該被用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる概算納付金の額の十二分の六に相当する額

年金機能強化法附則第五十一条に規定する改正後平成十八年介護保険法附則第十条第一項の規定により算定される確定給付金の額の十二分の六に相当する額

該使用者保険等保険者に適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなる確定納付金の額の十二分の六に相当する額

二の首令は、今市ノヨリ、つれさる。丁子すら。

附則（平成二八年二月〇日厚生労働省令第一七七号）

附則（平成二九年三月三一日厚生労働省令第四〇号）

附則（平成二十九年三月三一日厚生労働省令第五三号）

(旅行期日) 第一回の宿泊は、立成二三三四月一日、二施行二〇。

第四条 平成二十七年度の保険者に係る確定前期高齢者交付金及び確定前期高齢者納付金並びに確定後期高齢者支援金の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年二月五日厚生労働省令第一一〇号)
 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月一六日厚生労働省令第一四号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三〇号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年二月八日厚生労働省令第一一〇号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年四月一日厚生労働省令第七一號)
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年四月一日厚生労働省令第三九號)
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年四月一日厚生労働省令第七三號)
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月一日厚生労働省令第一一一号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

附 則 (令和四年一月四日厚生労働省令第七六号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年四月一日厚生労働省令第七七号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年四月一日厚生労働省令第七七号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年七月四日厚生労働省令第九三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年一月一七日厚生労働省令第四号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年一月一七日厚生労働省令第五号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。